

# 令和2年6月又は7月の売上げが大幅に減少している事業者の皆さまへ

## 清水町新型コロナウイルス感染症対策 小規模事業者応援給付金(第3弾)を支給します。

～第2弾からさらに対象事業者を拡充～

対象要件の売上減少率を 20%に変更しました。

### 給付額

1事業者につき  
10万円

### 申請期間

8月3日(月)～  
9月30日(水)

支給の対象となる主な要件※申請方法など詳細は裏面をご覧ください

- ① 町内に主たる事務所又は事業所があること
- ② 従業員20人(卸売・小売・サービス業は5人)以下の小規模事業者であること
- ③ 令和2年6月1日より前から継続して町内で事業を営んでおり、今後1年以上事業を営む予定があること
- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年6月又は7月の売上高が前年同月比で 20%以上減少していること  
※令和元年6月1日より後に創業した方は、令和2年6月又は7月と令和元年7月から令和2年6月までの任意の月を比較
- ⑤ ④で選択した月の前年同月の売上高が 30万円以上であること  
※令和元年6月1日より後に創業した方を除く
- ⑥ 令和元年12月31日までの納期限の町税等に滞納がないこと

国や県の給付金、町の応援給付金をこれまでに受けた方も対象

清水町

## 申請方法について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則『郵送』のみの受付となります

申請期間：令和2年8月3日（月）～ 9月30日（水）（9月30日消印有効）

### 【送付先】

〒411-8650 清水町堂庭210番地の1 清水町役場産業観光課 宛  
※郵送料は申請者負担でお願いします。

## 提出書類について

様式は、産業観光課窓口にて受取もしくは町HPからダウンロードしてください

- ①申請書兼請求書（様式第1号）
- ②誓約書兼町税納付状況確認同意書（様式第2号）
- ③申請対象月とその比較する月の売上高が確認できる書類

申請対象月の売上高 ※右記のいずれか1つ	・月別試算表 ・月別損益計算書 ・売上台帳など（余白に名称及び捺印）
比較する月の売上高 ※右記のいずれか1つ	・青色申告書の収支内訳書 ・法人事業概況説明書（月別売上高の記載があるもの） ・申請対象月の売上高が確認できる書類と同様のもの

- ④町内に主たる事務所、事業所があることがわかる書類（下記のいずれか1つ）  
（登記簿謄本の写し、開業届の写し、パンフレット、HPの写しなど）
- ⑤振込先口座がわかる書類（通帳の写しなど）
- ⑥直近の税申告書の写し  
法人の場合：法人事業概況説明書（表裏1枚ずつ）  
個人の場合：確定申告書B第一表の控え

※町の休業協力金及び応援給付金を既に受けている方は、交付決定通知の写しを添付していただくことで、④⑤⑥の資料を省略することができます。

## 売上減少率の計算方法について

A 申請対象月の売上高

B Aと比較する月の売上高…申請対象月の前年同月（※創業1年未満の方は、創業後の任意の月）

$$\frac{(B - A)}{B} \times 100 = \text{売上減少率 (\%)} \geq 20\%$$

※小数点以下切捨て

### 【問合せ・申請書類送付先】

〒411-8650 清水町堂庭210番地の1

清水町役場 産業観光課 産業振興係

電話：055-981-8239

町HPアドレス <http://www.town.shimizu.shizuoka.jp>